令和4年第2回定例会9月議会提出議案概要書

議 案 目 録

議案第 6 2 号 明石市職員の育児休業等に関する条例及び明石市職員の 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す る条例制定のこと 第 6 3 号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと 第 6 4 号 令和4年度明石市一般会計補正予算(第5号) IJ 第 6 5 号 財産区有土地処分のこと IJ 第66号 財産区有土地処分のこと IJ 第 6 7 号 IJ 令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか10件 第 7 7 号 IJ 第 7 8 号 令和3年度明石市水道事業会計決算 IJ 第79号 令和3年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分の IJ こと 報告第 1 6 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと 第17号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと ッ 第18号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと 第 1 9 号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比 IJ 率報告のこと 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと 第20号 IJ

年度決算)報告のこと

評価結果報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況(令和3

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する

第21号

リ 第22号

第23号

議案第 6 2 号

明石市職員の育児休業等に関する条例及び明石市職員の 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す る条例制定のこと

1 要 旨

国の取扱いに準じ、職員の育児と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児参加休暇の対象期間を拡大しようとするもの。

2 内 容

- (1) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和
 - ア 非常勤職員の産後パパ育休(子の出生後8週間以内の育児休業)の 取得要件を緩和する。
 - (現行)<u>子の1歳6か月到達日</u>以後も引き続き勤務する見込みがあること。
 - (改正) 子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日 以後も引き続き勤務する見込みがあること。
 - イ 子が1歳から1歳6か月まで及び子が1歳6か月から2歳までの育児休業については、1歳到達日又は1歳6か月到達日の翌日を初日として取得することが要件であったが、夫婦交代での取得を可能とするため、配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日を初日として取得できるようにする。
- (2) 育児参加休暇の取得可能期間の拡大

職員の妻が出産する場合に、当該職員が育児のために取得する育児 参加休暇の取得可能期間を拡大する。

- (現行) 出産の日後8週間を経過する日までの期間中に5日間取得 (改正) 出産の日以後1年を経過する日までの期間中に5日間取得
- (3) その他地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う所要の整備
- 3 施行期日

令和4年10月1日

1 要 旨

令和4年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除(以下「住宅ローン控除」という。)の適用期限の延長を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 住宅ローン控除の適用期限の延長等

ア 住宅ローン控除の適用期限の延長

所得税から控除しきれない住宅ローン控除の控除額を住民税から控除する特例措置を4年間延長する。

(現行) 令和3年12月31日までに対象となる住宅に入居した者

(改正) 令和7年12月31日までに対象となる住宅に入居した者

イ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例に係る規 定の削除

住宅ローン控除の適用を受けるためには、本来令和3年末が入居期限であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置として、入居期限が令和4年末までに延長されていたが、アの改正により、当該特例期限が本来の期限(令和7年末)に含まれたため、当該特例期限に係る規定を削る。

(2) 住民税における合計所得金額に係る規定の整備

給与所得者又は公的年金等受給者の配偶者又は扶養親族が退職手当等を有する場合、給与所得者等が給与等の支払者へ提出する扶養親族申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとし、市が住民税の課税に必要な情報を確実に把握できるようにする。

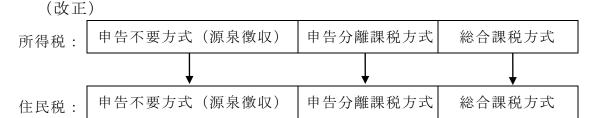
(3) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

上場株式等の配当所得等に対する課税については、納税義務者が所得税と住民税において異なる方式(申告不要方式、申告分離課税方式又は総合課税方式)を選択することが可能であったところ、金融所得課税は所得税と住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、納税義務者が所得税において選択した課税方式を住民税においても適用することとする。

(現行)



※所得税の課税方式にかかわらず、住民税の課税方式を選択することが可能



※所得税で選択した課税方式を住民税においても適用

(4) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備のほか、地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)及び(2)は令和5年1月1日、2の(3)は 令和6年1月1日

令和4年度明石市一般会計補正予算(第5号)

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、オミ クロン株対応ワクチン接種等に係る経費や入院患者の医療費、高齢者インフ ルエンザ予防接種の無料化のための経費、介護サービス等支援事業費のほ か、保育士等の処遇改善に要する経費、国県補助金精算等償還金、財政基金 積立金等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰越金等を追加す るもの。

〔 補正額 4,313,028千円 補正後 127,772,685千円 〕

歳入

国庫支出台		金	2,685,366 千円	衛生費国庫負担金	1,251,350 千円	
					衛生費国庫補助金	1,152,300 千円
					民生費国庫補助金	163,050 千円
					民生費国庫負担金	80,000 千円
					教育費国庫補助金	38,666 千円
県	、 支	出	金	172,666 千円	民生費県補助金	114,000 千円
					民生費県負担金	40,000 千円
					教育費県補助金	18,666 千円
緑	Ę	入	金	181,365 千円	財政基金繰入金	181,365 千円
絲	Į į	越	金	1, 273, 631 千円	前年度繰越金	1,273,631 千円
-JE						
歳	出					
华	勿	件	費	2,632,907 千円	新型コロナウイルス	2,133,800 千円

ワクチン接種事業費

(オミクロン株対応ワクチン接種等に要する経費の追加)

287,000 千円

新型コロナウイルス 感染症対策事業費

(PCR検査等に要する経費の追加)

法定予防接種事業費 130,000 千円 (高齢者インフルエンザ予防接種の無料化)

放課後児童健全育成事業費

76,000 千円

(放課後児童クラブ支援員の処遇改善等に要する経費)

障害福祉システム

2,500 千円

管 理 事 業 費

(障害福祉データベース構築に伴うシステム改修経費)

議会運営事業費 1,807千円

(市議会だより臨時号発行経費の追加)

児童福祉一般事務事業費 1,800 千円

(保育士等処遇改善事業の円滑実施のための事務費)

530,000 千円 扶 助費

幼 保 給 付 費 320,000 千円

(保育士等の処遇改善に要する経費)

新型コロナウイルス

210,000 千円

感染症対策事業費

(入院患者医療費の追加)

補助 費等 463,121 千円

国県補助金精算等償還金

300,000 千円

(令和3年度国県補助金の精算に伴う償還金の追加)

介護サービス等支援事業費

122,800 千円

(サービス利用を継続した事業所への助成等)

市税賦課徴収事務事業費

30,000 千円

(市税環付金の追加)

豊かな海づくり事業費

6,800 千円

(漁礁設置・産卵用タコつぼの追加投入)

交通政策事業費

3,521 千円

(公共交通事業者へのコロナ禍対応支援)

積 立金

687,000 千円 財政基金積立金 637,000 千円

(令和3年度決算における実質収支額の1/2の積立て)

新型コロナウイルス感染症

50,000 千円

あかし支え合い基金積立金

議案第 6 5 号

財産区有土地処分のこと

1 要 旨

大窪村財産区有土地及び大久保町財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 処分しようとする土地の表示及び処分価格

所有者	大窪村財産区	大久保町財産区		
所在地	明石市大久保町大窪字大谷	明石市大久保町大窪字大谷		
	2611番1	2611番2		
地目	溜池	溜池		
面積	15, 447. 69 m ²	6, 875. 33 m ²		
処分価格	金 891, 914, 207円	金 396, 965, 793円		

3 処分の相手方

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横 野 修 三

4 処分の目的

耕作地の減少のため不要となった溜池(中池)を処分することにより、 財産区財産の維持管理に要する財源を確保するとともに、民間活力による 良好な街区の形成を図るため。 議案第 6 6 号

財産区有土地処分のこと

1 要 旨

松陰村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1 項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 処分しようとする土地の表示及び処分価格

所有者	松陰村財産区					
所在地	明石市大久保町松陰 字皿池339番 16、17、18	明石市大久保町松陰字皿池339番19	明石市大久保町松陰 字袋谷340番 37、38、39			
地目	原野	溜池	原野			
面積	1, 269. 43 m ²	1, 685. 32 m ²	3, 392. 15 m ²			
処分価格	金 48,687,657円					

3 処分の相手方

神戸市垂水区名谷町字前田953

西日本高速道路株式会社 関西支社第二神明道路事務所 所長 梶 房 宣 昭

4 処分の目的

西日本高速道路株式会社が施工する第二神明道路の拡幅工事の用に供するため。

議案第 6 7 号

議案第 7 9 号

令和3年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営 企業会計決算等

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和3年度 一般会計·特別会計決算額

(単位:千円)

	会 計 区 分				A	В	C = A - B	D	E = C - D	
	云 印 色 刀					歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
	一	n. X	会	計		130, 138, 087	127, 960, 648	2, 177, 439	903, 808	1, 273, 631
	葬	奈	事		業	504, 179	504, 179	0	0	0
	国 民 健	康	保 険	事	業	29, 298, 488	29, 282, 793	15, 694	0	15, 694
特	財	産	E E		区	5, 631, 504	122, 131	5, 509, 374	0	5, 509, 374
	公 共 用	地	取 得	事	業	397, 769	397, 730	39	39	0
別	石ヶ谷	墓園	整化	莆 事	業	373, 077	53, 133	319, 944	0	319, 944
	地方卸	売	市場	事	業	84, 797	84, 797	0	0	0
会	介 護	保	険	事	業	24, 355, 354	24, 032, 156	323, 198	0	323, 198
	後期高	齢者	医	寮 事	業	4, 311, 373	4, 306, 442	4, 931	0	4, 931
計	病院	事 業	美 債	管	理	528, 555	528, 555	0	0	0
	母子父子舅	延婦 福	祉資金	貸付事	事業	30, 583	3, 916	26, 667	0	26, 667
		小	計			65, 515, 678	59, 315, 832	6, 199, 846	39	6, 199, 807
	合			計		195, 653, 765	187, 276, 481	8, 377, 285	903, 847	7, 473, 438

[※] 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和3年度 企業会計決算額

(単位:千円)

	会 計	区	分	A 収入	B 支 出	C = A - B 差 引	 	当年度未処分 利益剰余金又 は当年度未処 理欠損金
-dv		業	収益的収支	6, 483, 980	5, 739, 724	744, 256	632, 689	836, 684
水	坦 尹	未	資本的収支	387, 867	2, 010, 686	$\triangle 1,622,818$		
下	水道事	業	収益的収支	9, 044, 887	7, 968, 649	1, 076, 238	1,011,443	2, 033, 957
Ι,	水 道 事	未	資本的収支	1, 962, 760	5, 305, 349	$\triangle 3, 342, 590$		
合		⊐ 1	収益的収支	15, 528, 867	13, 708, 373	1, 820, 494	1, 644, 132	2,870,640
, II.		計	資本的収支	2, 350, 627	7, 316, 035	$\triangle 4,965,408$		

[※] 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃 (円)	専決処分日
明石市在住の	市営王子住宅の	107,200	令和4年
個人	一室		6月14日

報告第17号

報告第18号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要旨	内 容
第17号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年6月29日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 8,918円 (2) 相 手 方 明石市に所在する法人 (3) 事故の内容 令和4年4月13日市役所 本庁舎のごみ置場横において、都市局道路安全 室海岸・治水課の職員が運転する本市所有の軽 貨物自動車が、停車中の相手方ごみ収集車の横 を通り抜けようとした際、当該ごみ収集車の左 サイドミラーに接触し、損害を与えたもの。
第18号	交通事故の損害賠償 額の決定について、地 方自治法第180条 第1項の規定により、 令和4年8月19日 専決処分したので、報 告するもの。	(1) 損害賠償額 金 45,100円 (2) 相 手 方 サンハイツ土山管理組合 (3) 事故の内容 令和4年6月9日明石市二 見町西二見2014番地3のマンション敷地内 道路において、都市局都市整備室緑化公園課の 職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が、隣接する公園の現場確認作業のために道路脇に寄って駐車しようとした際、相手方所有のバリカーに接触し、損害を与えたもの。

報告第19号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比 率報告のこと

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位:%)

比率の名称	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	11.25	20.00
連結実質赤字比率	_	16.25	30.00
実質公債費比率	3. 6	25.0	35.0
将来負担比率	22.0	350.0	

2 資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	令和3年度 決 算	経営健全化 基 準	備考
 水道事業会計	<u> </u>	※	
下水道事業会計		20.0	
地方卸売市場事業特別会計			

報告第20号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和3年度の決算書等及び令和4年度の事業
計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第21号

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の令和3年度の決算書等及び令和4年度の 事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するも Ø 。

報告第 2 2 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況(令和3年度決算)報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和3年度の決算書等を地方自治法 第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 3 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する 評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和3 (2021)事業年度の業務 実績及び第3期中期目標の期間(平成31年4月1日から令和5年3月31 日まで)の終了時に見込まれる当該期間における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき報告するもの。